

でんき契約約款

(東北電力フロンティア・auEL)

2025年7月31日実施

**東北電力フロンティア株式会社
au エネルギー＆ライフ株式会社**

目 次

I 総 則	1
1 適 用	1
2 でんき約款および料金表の変更	1
3 定 義	2
4 単位および端数処理	3
5 契約電流および契約容量	3
6 実施細目	4
II 契約の申込み	5
7 需給契約の申込み	5
8 需給契約の成立および契約期間	5
9 需要場所	6
10 需給契約の単位	6
11 供給の開始	6
12 供給の単位	6
13 承諾の限界および遵守事項	7
14 需給契約書の作成	7
III 料金の算定および支払い	8
15 料 金	8
16 料金の適用開始の時期	8
17 検針日	8
18 料金の算定期間	8
19 使用電力量の算定	8
20 料金の算定	8
21 日割計算	8

22 料金の支払義務および支払期日	8
23 料金その他の支払方法	9
24 延滞利息	9
IV 使用および供給	10
25 適正契約の保持	10
26 需要場所への立入りによる業務の実施	10
27 供給の停止等	10
28 違約金	10
29 損害賠償および債務の履行の免責	10
30 設備の賠償	11
V 契約の変更および終了	12
31 需給契約の変更	12
32 名義の変更	12
33 需給契約の廃止	12
34 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう工事費負担金等相当額の精算	13
35 解約等	13
36 需給契約消滅後の債権債務関係	14
VI 供給方法、工事および工事費の負担	15
37 供給方法および工事	15
38 工事費負担金等相当額の申受け等	15
VII その他	16
39 準拠法	16
40 管轄裁判所	16
41 反社会的勢力の排除	16
附 則（実施期日）	18
別 表	19

I 総則

1 適用

(1) このでんき契約約款（東北電力フロンティア・auEL）（以下「でんき約款」といいます。）は、お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー＆ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して、東北電力フロンティア株式会社（以下「フロンティア」といいます。）から低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、auEL がフロンティアの代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施するときの供給条件を定めたものです。

なお、料金については、auEL が別途定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。

(2) このでんき約款および料金表は、次の地域に適用いたします。ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島は除きます。

提供エリア	都道府県名
東北電力エリア	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県
東京電力エリア	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県〔富士川以東〕

2 でんき約款および料金表の変更

(1) 次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、フロンティアおよび auEL は、このでんき約款を、auEL は、料金表を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後のでんき約款および料金表によります。

イ 当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、このでんき約款および料金表を変更する必要が生じた場合

この場合、フロンティアおよび auEL は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえこのでんき約款および料金表を変更いたします。

なお、このでんき約款および料金表を変更するまでの間、このでんき約款および料金表における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等といたします。

□ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

この場合、フロンティアおよび auEL は、変更された税率にもとづきこのでんき約款および料金表を変更いたします。

ハ イおよびロ以外の事由であって、電源調達費の変動または社会情勢の変化等、合理的な理由により、このでんき約款および料金表を変更する必要が生じた場合

- (2) (1)の場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない場合を除きます。），auEL は、でんき約款および料金表の変更前に、でんき約款および料金表の変更内容を、変更後に、でんき約款および料金表の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびにフロンティアおよび auEL の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することができます。また、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない場合は、auEL は、当該変更にかかるお知らせその他の当該変更前および変更後における書面の交付を省略することができるものといたします。

3 定 義

次の言葉は、このでんき約款および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客様において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(5) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(6) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(7) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(8) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(9) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(10) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年1月31日までの期間または12月1日から翌年2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

このでんき約款および料金表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 契約電流および契約容量

(1) 契約電流

イ 契約電流は10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。

□ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(2) 契約容量

イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、フロンティア、auEL または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

□ 契約容量は、50 キロボルトアンペア以上とならないものといたします。

6 実施細目

このでんき約款および料金表の実施上必要な細目的事項は、このでんき約款および料金表の趣旨に則り、そのつどお客様とフロンティアおよび auEL との協議によって定めます。

II 契約の申込み

7 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこのでんき約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、フロンティアまたはauEL所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、auELが認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、発電設備等（発電設備および蓄電池をいいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ、次の事項を承諾するものいたします。

イ お客さまがこのでんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、auELまたはKDDIの定める期日を経過してなお支払われない場合等には、フロンティアは、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知すること。

ロ お客さまから申し出ただく事項のうち、託送約款等にもとづく接続供給のために当該一般送配電事業者等が必要とする事項について、フロンティアが当該一般送配電事業者等に情報を提供すること。

(3) 契約電流および契約容量については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ただくことがあります。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出いただきます。

(4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

8 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、申込みをフロンティアおよびauELが承諾したときに成立いたします。

ただし、当該一般送配電事業者等との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、フロンティアまたはauELは、需給契約の成立の日にさかのぼって需給契約を解約することができます。この場合には、その理由をお知らせいたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって、お客さま、フロンティアまたはauELのいずれからも需給契約の消滅または変更の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、auELは、契約期間満了前は、新たな契約期間を、このでんき約款および料金表による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびにフロンティアおよびauELの名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。なお、契約締結前交付書面を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

9 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

10 需給契約の単位

フロンティアおよびauELは、原則として、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。ただし、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたときを除きます。

11 供給の開始

- (1) フロンティアおよびauELは、お客さまの需給契約の申込みを承諾した場合には、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、フロンティアは、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、auELは、お客さまにその理由をお知らせします。この場合、フロンティアおよびauELは、あらためてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、フロンティアは電気を供給いたします。

12 供給の単位

フロンティアは、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

13 承諾の限界および遵守事項

(1) 承諾の限界

フロンティアまたは auEL は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDI サービスのお客さまによるご利用状況、料金の支払状況（フロンティア、auEL または KDDI の他のサービスの料金、および既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

(2) 遵守事項

お客さまは、このでんき約款にもとづき供給される電気を使用されるにあたり、以下の各号に定める行為を行なってはならないものとします。

- イ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用すること
- ロ 他人になりすましてフロンティア、auEL または KDDI が提供する各種サービスを利用する行為
- ハ お客さまが、需給契約の申込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等に関し事実に反する申出を行うこと
- ニ フロンティア、auEL または KDDI より委託を受けて需給契約の申込受付等を行う事業者のサービスの運営を妨げる行為

14 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたはフロンティアもしくは auEL が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

III 料金の算定および支払い

15 料 金

料金は、料金表に規定する料金といたします。

16 料金の適用開始の時期

料金の適用開始の時期は、料金表2（料金の適用開始の時期）のとおりといたします。

17 検針日

検針日は、託送約款等に定めるところによるものとし、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

18 料金の算定期間

料金の算定期間については、料金表3（料金の算定期間）のとおりといたします。

19 使用電力量の算定

- (1) auELは、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果により、料金表3（料金の算定期間）に規定する料金の算定期間における使用電力量を算定いたします。auELは算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、託送約款等に定める算定方法を基準として、お客さまとフロンティアおよびauELとの協議によって定めます。

20 料金の算定

料金の算定については、料金表4（料金の算定）のとおりといたします。

21 日割計算

日割計算の方法については、料金表5（日割計算）のとおりといたします。

22 料金の支払義務および支払期日

料金の支払義務および支払期日については、料金表7（料金等の支払い）のとおりといたします。

23 料金その他の支払方法

料金（工事費負担金等相当額その他を除きます。）については、auELがフロンティアに対して立替払いを行なうことで、フロンティアに代位してお客様に対して請求するものとします。この場合の料金その他の支払方法については、料金表7（料金等の支払い）のとおりといたします。

ただし、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、フロンティアが指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

24 延滞利息

延滞利息については、料金表8（延滞利息）のとおりといたします。

IV 使用および供給

25 適正契約の保持

フロンティアおよび auEL は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

26 需要場所への立入りによる業務の実施

フロンティアは、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせいただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) その他このでんき約款および料金表によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務

27 供給の停止等

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止すること（以下総称して「供給の停止等」といいます。）があります。その場合、フロンティアおよび auEL は、供給の停止等にともなう料金の減額は行いません。

28 違約金

違約金については、料金表 9（違約金）のとおりといたします。

29 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 11（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合または33（需給契約の廃止）(1)によって廃止日を変更した場合で、それがフロンティアおよび auEL の責めとならない理由によるものであるときには、フロンティアおよび auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 35（解約等）によって需給契約を解約した場合または需給契約が消滅した場合には、フロンティアおよび auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それがフロンティアおよび auEL の責めとならない理由によるものであるときには、フロンティアおよび auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

30 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、フロンティアが当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、フロンティアは、その賠償に要する金額およびその金額の支払いに要する費用をお客さまに支払っていただきます。

V 契約の変更および終了

31 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、電気の需給契約を変更する場合の契約期間は、8（需給契約の成立および契約期間）(2)イにかかわらず、従前の契約期間といたします。
- (2) (1)の場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない場合を除きます。），auELは、需給契約の変更前に、需給契約の変更内容を、変更後に、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびにフロンティアおよびauELの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することができます。また、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない場合は、auELは、当該変更にかかるお知らせその他の当該変更前および変更後における書面の交付を省略することができるものといたします。

32 名義の変更

相続その他の原因によって、新たにお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまのフロンティアおよびauELに対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、フロンティアおよびauELが文書による申出を必要とするときを除き、電話、口頭等によりauELに申し出いただきます。

33 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等によりauELに通知していただきます。
- (2) 需給契約は、35（解約等）および次の場合を除き、お客さまがauELに通知された廃止期日に消滅いたします。
- イ auELがお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
- ロ フロンティア、auELおよび当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

ハ フロンティアおよび auELとの需給契約を廃止し、他の小売電気事業者との需給契約等にもとづき当該需要場所において引き続き電気を使用される場合は、新たな小売電気事業者が電気の供給を開始する日に需給契約は消滅するものといたします。

34 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう工事費負担金等相当額の精算

次の場合で、フロンティアが当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、フロンティアは、お客さまからその金額を申し受けます。

- (1) お客さまが、需給契約を開始し、または契約電流もしくは契約容量を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合
- (2) お客さまが、需給契約を開始し、または契約電流もしくは契約容量を増加された日以降 1 年に満たないで契約電流または契約容量を減少しようとされる場合

35 解約等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、フロンティアおよび auEL は、需給契約を解約することがあります。

なお、次のイ、ロおよびハの場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

- イ お客さまが料金表 7（料金等の支払い）(1)で定める期日までに支払われない場合
 - ロ お客さまが、フロンティアと締結している他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金をフロンティアの定める支払期日までに支払われない場合もしくはこのでんき約款および料金表で定める他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金または auEL もしくは KDDI の提供する他のサービスの利用料金等の auEL または KDDI に対する債務を auEL または KDDI の定める期日までに支払われない場合
 - ハ このでんき約款および料金表によって支払いを要することになった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他このでんき約款および料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ニ 契約された用途以外の用途に電気を使用され、フロンティアまたは auEL がその旨を警告しても改めない場合
 - ホ お客さまがその他このでんき約款および料金表に反した場合で、フロンティアまたは auEL がその旨を警告しても改めないとき
 - ヘ KDDI サービスの利用契約の全てが終了した場合
- (2) お客さまが、33（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

36 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 供給方法、工事および工事費の負担

37 供給方法および工事

当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

38 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、フロンティアは、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合またはフロンティアが必要とする場合は、工事費負担金等相当額に関する必要な事項について、お客さまとフロンティアとの間で、工事着手前に契約書を作成いたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、フロンティアは、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (4) 託送約款等にもとづきフロンティアの負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で、当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、フロンティアは、請求を受けた金額に相当する金額をお客さまから申し受けます。

VII その他

39 準拠法

このでんき約款および料金表に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

40 管轄裁判所

需給契約に関する訴訟については、仙台地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

41 反社会的勢力の排除

- (1) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他これらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力と次のいずれかに定める関係を有することが判明した場合、フロンティアおよびauELは、お客様に事前に通知のうえ、需給契約の全部または一部を解除できるものといたします。
- イ 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - ロ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ハ 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - ニ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
 - ホ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) お客様が自らまたは第三者を利用して次のいずれかに定める行為をした場合、フロンティアおよびauELは、お客様に事前に通知のうえ、需給契約の全部または一部を解除できるものといたします。
- イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる行為
- (3) お客様は将来にわたり(1)および(2)に該当しないことを表明および確約いたします。

- (4) お客様は反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否するものといたします。
- (5) お客様が(3)または(4)に違反した場合、フロンティアおよび auEL は、お客様に事前に通知のうえ、需給契約の全部または一部を解除できるものといたします。
- (6) フロンティアまたは auEL が(1), (2)または(5)により需給契約の全部または一部を解除した場合は、お客様は、フロンティアまたは auEL に対して損害賠償を請求することができず、解除によりフロンティアまたは auEL に損害が生じたときは、その損害を賠償するものといたします。

附 則

でんき約款の実施期日

このでんき約款は、2025年7月31日から実施いたします。

別 表

契約容量の算定方法

契約主開閉器により契約容量を定める場合は、次により算定いたします。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは
交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとい
たします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流三相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$